

生活保護世帯における女性就労の特徴について

朝比奈 朋 子*

The Peculiarities of Women Laborers in the Families Receiving
the Public Assistance

Tomoko ASAHIWA

要　旨

現在の生活保護世帯において、自立支援の対象とされる貧困女性の就労の特徴について、母子世帯と母子以外世帯に分類して、調査分析を行った。はじめに、基本的な特徴を概観し、つぎに、対象者の属する世帯についても分析を行った。それらを基礎として、就労の実態とどのような関連が見られるのかについて分析・考察を行った。自立支援の対象者であるが、母子以外世帯では年齢が高く、健康状態が健康以外の者が多く含まれていることから、就労できない要因として年齢と健康状態は影響していることを指摘した。一方、母子世帯の者は、多くが健康で十分な就労をしているにも関わらず、保護基準以下の収入にしか結びついていない貧困状態であることを指摘した。また、どちらの世帯にも共通して、世帯員の看護や介護、母子世帯には育児という問題が、就労する上での大きな制約となっていることを、世帯員の状況の分析から明らかにした。これらの結果から、貧困女性が抱える問題は、さまざまな要因が重なり合っていること、その要因としては、年齢、健康状態、本人が含まれる世帯の世帯員の状況が考えられ、それらが世帯全体の個々の条件やそれぞれの要因の現れ方は異なるものの、就労する上での阻害要因として作用していることを指摘した。

キーワード：生活保護世帯、自立支援、貧困女性、生活問題

*講師　社会福祉学

1. はじめに

2004（平成16）年に出された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告」を踏まえて、生活保護制度が大きな転換期を迎えている。特に、2005（平成17）年度からは、各自治体で自立支援プログラムへの取り組みが着々と進行している。このような取り組み以前から、「自立助長」の一環としての就労指導として、保護世帯の若年者と平行して母子世帯は強化の対象とされる傾向があったことは、すでに指摘されていることであるが¹、今回の大転換においても、母子世帯の自立支援の取り組みが各自治体で目立っているといつても過言ではない。取り組みの是非はともかくとして、生活保護行政全体の流れがこのような「自立支援」強化に向かっている現在において、「自立支援」の方法論を議論する前提として、現在の生活保護受給世帯及び生活保護受給者の実態を明確に把握することは必要不可欠なことなのではないだろうか。

このような問題意識から、本稿は、現在の生活保護世帯において、就労指導の対象とされる女性についての特徴を捉えることを目的とする。言い換えれば、生活保護行政における保護類型に捉われず、「女性」という性別によって分類することで、貧困女性の特徴を明らかにすることである。生活保護行政においては、母子世帯については保護類型として分類・把握しているが、そのような限られた範囲ではなく、生活保護世帯に属する女性全般について考察する、ということである。

筆者は、貧困女性を生み出す労働体系について、統計資料の分析より不安定雇用の実態と不安定低所得職種の析出を行っているが²、現代の日本において、実質的な貧困状態に置かれている保護世帯に属する女性の実態を女性の置かれている不安定な雇用状態の実態を考慮に入れて分析することで、労働体系と密接に関係した貧困女性が抱える生活問題の実証及び貧困状態であることの要因をつかむための仮説を得ることができると考えている。また、これらの作業は「女性の問題」として捉えることを目的とするわけではなく、女性を手がかりにすることで、現代の低所得階層の特性を捉える視点が得られるのではないかと考えている。

（1）調査の概要

- ①調査日時：2005年8月31日
- ②調査方法：転記票を作成の上、保護台帳より必要項目を転記、それらの集計作業及び分析
- ③調査対象者：2005年8月31日現在、B市における保護世帯数715世帯、生活保護受給者975名のうち「就労・求職状況管理台帳」に登載されている者³から無作為抽

生活保護世帯における女性就労の特徴について

出により抽出した 198 名

(2) 本稿の分析対象者および分析方法

本稿において分析を行う対象者は、上記調査対象者のうち、①20 歳以上 60 歳以下の女性、②医師より軽就労以上の就労が可能であると診断された者、③担当ケースワーカー及び査察指導員によって就労指導をした方がよいと判断された者、に当たる 65 名である。従って、生活保護世帯に属する女性全般を対象とするのではなく、自立支援対象者とされている女性を対象としてその特性を分析するものである。

分析方法としては、本人の属する世帯の形態として母子世帯と母子以外世帯以外に分類し⁴、それぞれの世帯による貧困状態の要因や特徴はどのように異なるのかを検証した。また、必要に応じて、男性世帯との比較検討を行った。

なお、上記調査は、淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科川上研究室（代表：川上昌子教授）が B 市より委託を受けて行った「B 市生活保護世帯自立支援事業に係る実態調査」であり、それらの調査及び分析に全面的に参加した筆者が、上記分析対象者についての分析のみ責任をもって行ったものである。

2. 対象者の特徴

まず、本稿での分析対象者の特徴を基本属性から概観する。65 名の内訳は、母子世帯の母（以下、母子世帯の者、とする）が 35 名、その他の世帯類型に含まれる女性（以下、母子以外世帯の者、とする）が 30 名であった。

(1) 年齢構成

母子世帯では、「30～39 歳」が 19 名（54.3%）と半数以上を占めており、母子以外世帯では「50～59 歳」が 16 名（53.3%）と半数以上を占めていることがわかる。なお、母子世帯の平均年齢は 39.2 歳、母子以外世帯の平均年齢は 48.4 歳と、約 10 歳の開きがある。このことから、同じ貧困状態の女性であっても、抱える生活問題が異なることが予想される。（表 1）

(2) 健康状態

表 2 は健康状態を「健康」「病弱」「病気」の 3 区分に分類⁵したものである。

母子世帯の者は 17 名（48.6%）の者が「健康」であるが、母子以外世帯の者は「病気」の

朝比奈 朋 子

表1 年齢構成

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
20～29歳	1	2.9	1	3.3	2	3.1
30～39歳	19	54.3	6	20.0	25	38.5
40～49歳	13	37.1	7	23.3	20	30.8
50～59歳	2	5.7	16	53.3	18	27.7
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0

表2 健康状態

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
健康	17	48.6	10	33.3	27	41.5
病弱	12	34.3	6	20.0	18	27.7
病気	6	17.1	14	46.7	20	30.8
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0

者が14名(46.7%)であり、「健康」な者は10名(33.3%)に過ぎない。母子世帯の約半数は就労できる健康状態ではあるものの、貧困状態であり続けているのである。

(3) 学歴

母子世帯では「高等学校卒業」が23名(65.7%)なのに対し、母子以外世帯では「中学校卒業」14名(46.7%)、「高等学校卒業」15名(50.0%)と低学歴である者とそうではない者に二分されていることがわかる。(表3)

(4) 外国出身者

表4は、外国出身者の人数であるが、母子世帯では、8名(22.9%)が外国出身者である。これらの者は、日本人男性との婚姻によって日本に定住しているもの、離婚・離別・死別などの理由で現在に至っている者である。これらの者は、記録から日本語の読み書きに不自由している様子が伺えており、そのような対応も必要になることが示されていると言えよう。

生活保護世帯における女性就労の特徴について

表3 学歴

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
中学校卒業	7	20.0	14	46.7	21	32.3
高等学校中退	5	14.3	0	0.0	5	16.7
高等学校卒業	23	65.7	15	50.0	38	58.5
大学卒業	0	0.0	1	3.3	1	1.5
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0

表4 外国出身者

母子世帯	母子以外世帯	合計
8	2	10

(5) 生活保護開始理由

これは、生活保護行政上の分類⁶ではなく、保護台帳に文章で記載されているものを筆者が直接的な理由として分類したものである。母子世帯では「DV被害」が9名（25.7%）と最も多く、次いで「母子世帯で収入が少ない」が8名（22.9%）、「世帯主（女性）が傷病」が7名（20.0%）であった。母子以外世帯では「世帯主（女性）が傷病」が9名（30.0%）と最も多く、次いで「夫の傷病などで収入が少ない」が8名（26.7%）であった。母子世帯の開始理由としては、女性ゆえに直面する生活問題であると言えよう。母子以外世帯は、男性世帯主が世帯に含まれていたとしても、生活実態としては女性が世帯主の役割を果たしている実態の現れと考えられる。（表5）

(6) 社会階層の変化

表6は社会階層⁷の変化を「初職時」、「30歳時」、「生活保護受給前10年間の最長職時」、「生活保護受給直前職時」、「現職」に区分して見たものである。

母子世帯では、その階層移動を傾向として捉えると、「初職時」では一般階層が16名（45.7%）と不安定階層Bが14名（40.0%）と2分してのスタートであることがわかる。しかし、「30歳時」には16名（45.7%）が無業になり一般階層にはわずか3名（8.5%）、不安定階層Bにも8名（22.9%）と大きく無業に移動していることがわかる。「生活保護受給前10年間の最長職時」には、不安定階層Aに11名（31.4%）、不安定階層Bに13名（37.1%）が戻っていることがわかるが、一般階層には3名（8.5%）にとどまっている。「現職」では、一般階層はわずか1名であり、不安定階層Aが20名（57.1%）とこの階層に集まっていることが見て取れる。

一方、母子以外世帯では、「初職時」では一般階層が10名（33.3%）と不安定階層Aが13名（43.3%）と不安定さも含んだ上位階層でのスタートであることがわかる。しかし、「30歳時」

表5 保護開始理由

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
世帯主（女性）が傷病	7	20.0	9	30.0	16	24.6
夫の疾病などで収入が少ない	2	5.7	8	26.7	10	15.4
DV 被害	9	25.7	0	0.0	9	13.8
母子世帯で収入が少ない	8	22.9	0	0.0	8	12.3
離婚・別居	3	8.6	2	6.7	5	8.1
世帯員の医療費	1	2.9	3	10.0	4	6.1
夫の失踪	2	5.7	2	6.7	4	6.1
収入の減少	1	2.9	2	6.7	3	4.6
夫の失業	0	0.0	2	6.7	2	3.0
失業（世帯主女性）	0	0.0	1	3.3	1	1.5
日本語が話せない	0	0.0	1	3.3	1	1.5
夫の服役	1	2.9	0	0.0	1	1.5
母子世帯で妊娠中	1	2.9	0	0.0	1	1.5
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0

には12名(40.0%)が無業になり、一般階層はわずか2名(6.7%)、不安定階層Aも6名(20.0%)と減少し、不安定階層Bが8名(22.9%)と増加し、より下層への移動がされていることがわかる。「生活保護受給前10年間の最長職時」には、不安定階層AとBにそれぞれ8名(26.7%)いるが、無業の者も依然9名(30.0%)となっている。「現職」では、一般階層はおらず、不安定階層Aが7名(23.3%)、不安定階層Bが19名(30.0%)で、無業が13名(43.3%)と最も多く占めている。

表3の学歴との関連も考慮すると、母子世帯の「初職時」で多少安定階層が多いのは、学歴との関連も考えられるが、一方で学歴と見合っていない低い階層から職歴が開始されている者もいることを示している。また、一旦無業になった後は、母子世帯では不安定階層Aまでは戻ることができるが、一般階層までは戻れないと、母子以外世帯では下位階層にとどまっていることが明らかである。これらのことから、女性の雇用就業比率、労働力人口比率ともに上昇している昨今における女性労働市場で、貧困状態にある女性の置かれている実態としては、安定性とは言えない、ということである。

また、一旦無業になることの影響については、今後さらに検証する必要があるだろう。つま

生活保護世帯における女性就労の特徴について

表6 社会階層の変化

		初職			30歳時			生保前10年間の最長職			直前職			現職		
		母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	母子 以外	母子 合計	
	小経営者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自営：農林水産業	0	3	3	0	2	2	0	3	3	0	2	2	0	0	0
自営業	自営：非農林水産業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自営：職人的自営業	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般階層	技術者・事務従事者	6	3	9	1	2	3	1	1	2	0	1	1	0	0	0
	販売・営業労働者	7	1	8	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	技能工・大企業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無技能生産工程	2	6	8	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	建設技術工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不安定階層A	販売・サービス従事者	2	7	9	4	1	5	5	1	6	3	2	5	8	1	9
	その他の労働者	2	4	6	1	4	5	6	7	13	14	6	20	12	6	18
	使用者	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不安定階層B	屋外建設作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	屋外建設以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内雑役	2	0	2	1	2	3	2	1	3	3	3	6	3	1	4
	サービス	12	3	15	6	3	9	9	6	15	8	6	14	6	6	12
	名目的自営業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内職等従事者	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉的就労	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	2	2
	転々	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	1	2	0	0	0
無業	無業（専業主婦含む）	0	0	0	16	12	28	7	9	16	2	5	7	5	13	18
	非該当	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	1	0	1	2	0	2	1	1	2	3	2	5	0	1	1
	合計	35	30	65	35	30	65	35	30	65	35	30	65	35	30	65

り、「30歳時」に無業が多いのは、結婚による無業が多いのだが、これは女性のライフコースに特徴的なことである。今回の対象者からは、一旦無業になることで大きく下位階層への移動がなされ、その後も定着していることが示されたわけだが、結婚継続による下位階層での定着

なのかな、それとも一旦無業になることで元の階層に戻ることができないのか、など貧困女性の生活に無業がどのような影響を与えていたのかについては、今後の課題としたい。

3. 世帯の特徴

次に、生活保護世帯に属している女性について、その属している世帯にどのような特徴があるのか概観する。

(1) 本人を含む世帯規模

母子世帯では「3人」が16名(45.7%)と最も多く、子を複数含んだ世帯であることがわかる。母子以外世帯では「2人」が13名(43.3%)、「1人」が12名(40.0%)であり、子以外の世帯員を一人含むか、単身者であることがわかる。平均世帯人員としては、本稿で使用している同じ調査での元ホームレスを除く一般男性世帯が2.0人であるのに比べて、母子世帯は世帯規模が3.3人と大きく、母子以外世帯では1.9人と小さいことがわかった。(表7)

(2) 世帯の家族構成

母子世帯では「1人親+子15歳未満のみ」が21名(60.0%)、「1人親+15歳以上含む」は10名(28.6%)であり、多くは非稼動年齢層の子の育児期間中であること、一方で15歳以上の稼動年齢層の子が含まれていても経済的自立ができない世帯があることが示されたと言え

表7 本人を含む世帯規模

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
1人	0	0.0	12	40.0	12	18.5
2人	8	22.9	13	43.3	21	32.3
3人	16	45.7	2	6.7	18	27.7
4人	5	14.3	2	6.7	7	10.8
5人	3	8.5	1	3.3	4	6.2
6人	3	8.5	0	0.0	3	4.6
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0
平均	3.3人		1.9人		2.7人	

生活保護世帯における女性就労の特徴について

る。また、純粋な母子世帯と言えない世帯である老親又は子に対する一人親・母の姉妹が含まれる世帯については、その世帯の中心者が子どもを抱えた一人親・母であることに着目しているものである。

母子以外世帯では「単身」が12名(40.0%)と最も多く、次いで「夫婦のみ」が8名(26.7%)である。注目したいのは、「1人親+子15歳以上含む」と「1人親+子20歳以上」が各1名ずついることである。これは、子が稼動年齢になっても経済的自立ができない元母子世帯がいるということを示している。とかく母子世帯においては、子が稼動年齢になることで経済的自立が自然となされると考えられているが、このような世帯が数としては少ないが存在することにも十分着目する必要があるだろう。また、今回は生活保護行政上の稼動年齢である「15歳」ということに着目して分析を行ったが、いずれの世帯においても、稼動年齢層の子を含んでいても経済的な自立が困難な世帯が一定数存在する実態を十分認識して対応をする必要があるだろう。(表8)

表8 世帯の家族構成

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
単身	0	0.0	12	40.0	12	18.5
夫婦のみ	0	0.0	8	26.7	8	12.3
夫婦+子15歳未満のみ	0	0.0	2	6.7	2	3.0
夫婦+子15歳以上含む	0	0.0	1	3.3	1	1.5
夫婦+子20歳以上	0	0.0	1	3.3	1	1.5
1人親+子15歳未満のみ	21	60.0	0	0.0	21	32.3
1人親+子15歳以上含む	10	28.6	1	3.3	11	16.9
1人親+子20歳以上	0	0.0	1	3.3	1	1.5
1人親+子施設入所	0	0.0	1	3.3	1	1.5
老親+1人親+子15歳未満のみ	3	0.0	0	0.0	3	4.6
老親+姉妹+1人親+子15歳未満のみ	1	2.9	0	0.0	1	1.5
老親+単身子	0	0.0	1	3.3	1	1.5
姉妹	0	0.0	2	6.7	2	3.0
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0

(3) 本人が含まれる世帯員の状況

「問題なし」とは特筆すべき事項がないという意味であるが、母子世帯においては、育児、子どもの介護や看病、病人や障害者の看護や介護という就労する上で「不利な条件」を抱えている世帯が多いことがわかる。さらに、そのような条件を複数抱えていることにも注目したい。また、「小学生」というのは、両親がいる世帯では特に高学年になれば大きな問題ではないだろうが、一人親世帯の場合には考慮すべき問題として捉えた。

母子以外世帯では、単身世帯である12名を除いて検討したが、母子世帯と同様に育児はないものの、子どもの介護や看病、病人や障害者の看護や介護という生活問題を抱えていることがわかる。

いずれの世帯にも共通したこのような介護や看病は、その程度によっても異なるだろうが、就労する上で大きな制約となり、その結果十分な労働力と判断されないことにつながることは容易に想像できる。さらに、育児のように先の見通しが立ちにくく、労働者本人にとっても就労を阻害する大きな要因となっているだろう。

なお、「その他」と分類した3名は、中国からの帰国者の夫で日本語の読み書きができない者、内夫が知的障害疑いの者、義妹が日本語の読み書きができない者、をそれぞれ世帯に含んでいる者である。(表9)

表9 本人が含まれる世帯員の状況

	母子世帯	母子以外世帯	合計
障害児または病気・病弱の子を含む世帯	8	2	10
未就学児を含む世帯	7	0	7
小学生を含む世帯	19	1	20
病人・病弱者を含む世帯	3	8	11
障害者を含む世帯	1	4	5
老親（健康）を含む世帯	1	0	1
家族に施設入所者がいる世帯	0	2	2
その他	0	3	3
問題なし	7	1	8
合計	46／35	21／18	67／53
単身	0	12	12

生活保護世帯における女性就労の特徴について

4. 就労の基本状況

これまでのことを踏まえて、次に実際の就労の状況を概観する。

(1) 就労の有無

現在就労中の者は全体で 47 名 (72.3%)、そのうち母子世帯では 30 名 (85.7%)、母子以外世帯では 17 名 (56.7%) であった。本稿で使用している同じ調査での男性世帯は就労中の者が 42 名 (38.5%) であることと比べて、就労率は高い。つまり、母子世帯においては 8 割以上の者が、母子以外世帯においても 5 割以上の者が、就労しているにも関わらず保護基準以下の貧困状態に置かれていることを表している。(表 10)

(2) 健康状態別の就労状況

表 11 は、健康状態別の就労状況をさらに年齢階級ごとにも整理したものである。母子世帯の者は、「健康」な者は全員就労しており、「不就労」の者は「病弱」3 名、「病気」2 名と何らかの健康上の問題を抱えていることがわかる。母子以外世帯で「健康」で「不就労」の者は 3 名いるが、全員 40 歳以上、さらに個別に見てみると 57 歳が 2 名、58 歳が 1 名であり、すでに仕事そのものに就きにくい年齢であることがわかる。

一方で、「就労中」の者の中には、「病弱」や「病気」であり、さらに、年齢が 40 歳以上の者が 23 名 (35.4%) いることも見て取れる。

のことから、就労できる条件としては、健康状態や年齢から要因を特定することは困難であるが、就労できない要因としては、健康状態や年齢が何等か影響しているのではないかと推測できる。

表 10 就労の有無

	母子世帯		母子以外世帯		合計		男性世帯	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
就労中	30	85.7	17	56.7	47	72.3	42	38.5
不就労	5	14.3	13	43.3	18	27.7	67	61.5
合計	35	100.0	30	100.0	65	100.0	109	100.0

朝比奈 朋 子

表 11 健康状態別の就労状況

	就労中				不就労				合計		
	母子世帯		母子以外世帯		母子世帯		母子以外世帯				
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
健康	17	56.7	7	41.1	0	0.0	3	23.1	27	41.5	
病弱	9	30.0	3	17.6	3	60.0	3	23.1	18	27.7	
病気	4	13.3	7	41.1	2	40.0	7	53.8	20	30.8	
合計	30	100.0	17	100.0	5	100.0	13	100.0	65	100.0	
20～39歳	健康	9	52.9	4	80.0	0	0.0	0	0.0	13	48.1
	病弱	5	29.4	0	0.0	3	100.0	1	50.0	9	33.3
	病気	3	17.6	1	20.0	0	0.0	1	50.0	5	18.5
	小計	17	100.0	5	45.5	3	100.0	2	100.0	27	100.0
40～59歳	健康	8	61.5	3	25.0	0	0.0	3	27.3	14	36.8
	病弱	4	30.8	3	25.0	0	0.0	2	18.2	9	23.7
	病気	1	7.7	6	50.0	2	100.0	6	54.5	15	39.5
	小計	13	100.0	12	100.0	2	100.0	11	100.0	38	100.0

(3) 不就労者の健康状態別に見た本人が含まれる世帯状況

表 11 で明らかになったことを踏まえて、不就労者に着目して、就労できない要因を探ったのが、表 12 である。表 9 で本人の含まれる世帯員の状況から、育児や介護や看護など就労する上での問題を抱えていること、特に母子世帯ではそのような問題を複数抱えていることを明らかにしたが、ここでは、本人の健康状態とそれらの世帯員の状況をクロスさせて検討した。

この表 12 をみると、まず、母子以外世帯の「健康」で「不就労」な者の 3 名は、「病人」あるいは「障害者」を含む世帯であることがわかる。いずれも、対象者の女性は 57 歳と 58 歳であり、「病人」は 81 歳の癌の夫、「障害者」は 30 歳の子と 76 歳の夫であり、このことから、本人の年齢が就労するには高齢であり、それに加えて看護や介護を行っているため就労できる条件が整っていないことを示している。

また、本人が「病弱」の場合は、自身の疾患や障害に加えて養育中の子がいたり、単身で支えてくれる家族がいなかったりすることが就労を困難にしていることを示していると言えよう。さらに、本人が「病気」の場合は、例え世帯に問題がなくても、病気であるために就労は困難な場合、単身で支えてくれる家族がいないことが就労する上での問題になることもあることを示している。つまり、病状及び日常生活上の困難度にも左右されるだろうが、自身の疾患

生活保護世帯における女性就労の特徴について

表12 不就労者の健康状態別に見た本人が含まれる世帯状況

		母子世帯	母子以外世帯	合計
	病弱の子を含む世帯	0	1	1
	小学生を含む世帯	3	0	3
	病人を含む世帯	0	1	1
	障害者を含む世帯	0	2	2
	その他	0	3	3
	問題なし	2	0	2
	合計	5	7	12
	単身	0	6	6
	病人を含む世帯	0	1	1
健康	障害者を含む世帯	0	2	2
	小計	0	3	3
	小学生を含む世帯	3	0	3
病弱	その他	0	1	1
	小計	3	1	4
	単身	0	2	2
	病弱の子を含む世帯	0	1	1
	その他	0	2	2
病気	問題なし	2	0	2
	小計	2	3	5
	単身	0	4	4

や障害を抱えて日常生活を維持することが当然のことながら優先され、それらが落ち着いており、さらに余裕ができて初めて就労できる状況になるのだろう。自身の健康管理に加えて育児がある場合、あるいは生活全般を全て一人で切り盛りしている場合は、就労できるような余裕はないことを示しているのではないか。

また、「その他」については前述したが、このような世帯の状況も、本人が「健康」であったり、他の世帯員が支えられる状況にあったりすればまた状況は変わるのだろうが、他に家族がいないことや本人が健康上に問題を抱えていることで、就労の前提となる日常生活を維持していくために、世帯内の問題に対処することで精一杯な様子が推測されるのである。

5. 就労実態

次に、これまで明らかにしてきたことを踏まえて、現在の就労の実態を明らかにする。

(1) 稼動収入の状況

現在の女性本人の就労状況について、まず収入に着目して見たのが、表13である。母子世帯では5万～15万円未満までその金額には開きがあるが、「10～15万円未満」は8名(26.7%)と最も多い。母子以外世帯では「5万円未満」が7名(41.2%)と「7～10万円未満」が5名(29.4%)と2分している。10万円以上は、母子世帯では13名(43.4%)であるが、母子以外世帯では3名(17.7%)に過ぎない。母子以外世帯は、実際には女性が世帯主の役割を果たしている状況にあると見なすことができるのだが、稼動収入としては低位な状況である。母子世帯においても、半数強の者が同様に家計補助的な稼動収入しか得られていないことがわかる。

(2) 就労日数の状況

表14は、就労日数を示したものである。この表から、母子世帯の者は「20日以上」が13名(43.4%)、16日以上と合わせて約7割であり、表6の「現職」で示したように就いている職種が不安定職種であることと考え合わせると、十分働いていると言えよう。一方、母子以外世帯では「12～16日未満」が7名(41.2%)と最も多く、12日未満と合わせると5割強である。表13で示されたように、母子以外世帯では、ここでも不完全な就労の状況であることが見て取れる。

表13 稼動収入の状況（月当たり）

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
5万円未満	3	10.0	7	41.2	11	23.4
5～7万円未満	7	23.3	2	11.8	9	19.1
7～10万円未満	7	23.3	5	29.4	12	25.5
10～15万円未満	8	26.7	2	11.8	10	21.3
15万円以上	5	16.7	1	5.9	5	10.6
合計	30	100.0	17	100.0	47	100.0

生活保護世帯における女性就労の特徴について

表 14 就労日数の状況（月当たり）

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
12 日未満	4	13.3	2	11.8	6	12.8
12 ~ 16 日未満	1	3.3	7	41.2	8	17.0
16 日～ 20 日未満	7	23.3	1	5.9	8	17.0
20 日以上	13	43.4	2	11.8	15	31.9
不明	5	16.7	5	29.4	10	21.3
合計	30	100.0	17	100.0	47	100.0

表 15 推定就労時間（一日当たり）

	母子世帯		母子以外世帯		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
5 時間未満	5	16.7	3	17.6	8	17.0
5 ~ 8 時間未満	12	40.0	6	35.3	18	38.3
8 時間以上	8	26.7	3	17.6	11	23.4
不明	5	16.7	5	29.4	10	21.3
合計	30	100.0	17	100.0	47	100.0

(3) 推定就労時間の状況

表 15 は、一月当たりの稼動収入と就労日数から、また、社会階層と B 市の賃金傾向から時給を 750 円平均と仮定し、一日当たりの就労時間を割り出したものである。

表 13 から表 15 を合わせてみると、不安定職種または不安定低所得職種の中で母子世帯については 6 ~ 7 割は十分に就労しており、母子以外世帯についても 4 割程度は十分に就労していると言えそうである。しかし一方で、繰り返しになるが、家計補助的な就労状況である者、つまり、稼動収入も著しく低く、就労日数・就労時間共に著しいパートタイム労働な者も含まれている。

(4) 家計補助的就労の要因の検証

著しく稼動収入・就労日数・就労時間が低いのは、何故か。それらについて検証するために見たのが表 16 ~ 表 18 である。

まず、表 16 を見ると、「病気」の者全員が 10 万円未満であることを除いて、全体的に多少

朝比奈 朋 子

「健康」な者が10万円以上に比重が重い傾向は見られるが、総じて健康状態での大きな差異は見られない。このことから、「病気」の場合は、10万円以上の収入を得ること、その収入に見合った働き方をすることは困難であるが、全体的に健康状態と働き方には特に大きな関係は見られないと言えよう。

つぎに、表17を見ると、年齢が若いからといって収入が高いわけではなく、反対に年齢が高くても収入が低いわけではない。この傾向は、母子世帯と母子以外世帯では同様である。このことから、収入に結びつく働き方と年齢には明確な相関関係は見られないことがわかる。

そこで、さらに、本人が含まれる世帯員の状況と本人の健康状態別に見た稼動収入について見たものが表18である。この表から、「5万円未満」の「健康」な者を見ると、1名を除いて世帯員に病気や障害を持った者がいることがわかる。また、これらの者は、一様に就労時間は短かった。このことは、世帯員の状態によっては、その看護や介護のため本人の就労するための体力とは関係なく、生活を支えうるだけの収入を得る働き方をすることができない、ということを示していると考える。一方、病気や障害を持った者を含む世帯であっても「15万円以上」の収入を得ている者も3名いるが、この場合、その者である子は中学生で常時看護が必要な状態ではない様であった。

これらのことから、一定の収入を得る働き方の条件は、単に本人の年齢や健康状態が単独な要素として問題になるのではなく、世帯員の状況に左右される要素が大きいということが言えるのではないか。言い換えれば、本人の年齢と健康状態によっては、世帯員の状況が就労できる条件を阻害する、ということである。

6. おわりに

以上の分析より、対象者の女性が貧困状態である明らかな要因や傾向を指摘するには至らなかった。このことは、貧困女性が抱える問題が複雑でさまざまな要因が重なり合っていることを示唆していると言えよう。その指標として、本人の年齢と本人の健康状態と本人が含まれる世帯員の状況のうち、2つの要素で何らかの困難さが重なると、経済的自立できるだけの就労の条件から著しく阻害されているということが、一つの仮説として得られた。その困難な様相の現れ方として、世帯全体の条件やその個々の要因の現れ方の強さなどが異なるために、明確な阻害要因として得られなかつたのだと考える。

さらに、学歴や過去の職歴、年齢、健康状態に関わらず、そもそも一様に不安定職種での就労のため、経済的に自立した生活が困難であることは今回の分析からも明らかであった。それ

生活保護世帯における女性就労の特徴について

表 16 健康状態別に見た稼動収入状況

	5万円未満	5～7万円未満	7～10万円未満	10～15万円未満	15万円以上	合計	
健康	4	5	4	8	3	24	
病弱	2	3	2	2	3	12	
病気	4	1	6	0	0	11	
合計	10	9	12	10	6	47	
母子世帯	健康	2	3	3	7	2	17
	病弱	1	3	1	1	3	9
	病気	0	1	3	0	0	4
	小計	3	7	7	8	5	30
母子以外 世帯	健康	2	2	1	1	1	7
	病弱	1	0	1	1	0	3
	病気	4	0	3	0	0	7
	小計	7	2	5	2	1	17

表 17 年齢階級別に見た稼動収入状況

	5万円未満	5～7万円 未満	7～10万円 未満	10～15万円 未満	15万円以上	合計
20～29歳	2	0	0	0	0	2
30～39歳	4	5	4	3	4	20
40～49歳	1	4	5	4	1	15
50～59歳	3	0	3	3	1	10
合計	10	9	12	10	6	47
20～29歳	1	0	0	0	0	1
30～39歳	2	4	3	3	4	16
母子世帯	40～49歳	0	3	3	4	11
	50～59歳	0	0	1	1	2
	小計	3	7	7	5	30
母子以外 世帯	20～29歳	1	0	0	0	1
	30～39歳	2	1	1	0	4
	40～49歳	1	1	2	0	4
	50～59歳	3	0	2	1	8
	小計	7	2	5	1	17

朝比奈 朋子

表18 本人を含む世帯員状況と健康状態別の稼動収入

	5万円 未満	5～7万円 未満	7～10万 円未満	10～15万 円未満	15万円 以上	合計
障害児又は病気・病弱の子を含む世帯	3	1	1	0	2	7
未就学児を含む世帯	0	3	1	0	2	6
病人・病弱者を含む世帯	1	1	4	1	1	8
障害者を含む世帯	2	0	0	0	0	2
小学生を含む世帯	1	1	3	5	0	10
老親（健康）を含む世帯	0	0	0	0	1	1
家族に施設入所者がいる世帯	1	0	0	0	0	1
問題なし	0	2	1	3	0	6
合計	8	8	10	9	6	41
単身	2	1	2	1	0	6
障害児又は病気・病弱の子を含む世帯	2	0	2	0	1	5
未就学児を含む世帯	0	3	1	0	0	4
病人・病弱者を含む世帯	1	1	1	1	1	5
小学生を含む世帯	1	0	0	4	0	5
老親（健康）を含む世帯	0	0	0	0	1	1
問題なし	0	0	0	2	0	2
小計	4	4	4	7	3	22
単身	0	1	0	1	0	2
障害児又は病気・病弱の子を含む世帯	1	1	0	0	1	3
未就学児を含む世帯	0	0	0	0	2	2
病人・病弱者を含む世帯	0	0	1	0	0	1
病弱	障害者を含む世帯	1	0	0	0	1
小学生を含む世帯	0	0	0	1	0	1
問題なし	0	2	1	1	0	4
小計	2	3	2	2	3	12
病人・病弱者を含む世帯	0	0	1	0	0	1
病気	障害者を含む世帯	1	0	0	0	1
小学生を含む世帯	0	1	3	0	0	4
家族に施設入所者がいる世帯	1	0	0	0	0	1
小計	2	1	4	0	0	7
単身	2	0	2	0	0	4

生活保護世帯における女性就労の特徴について

は、本人の能力に関わらず、そのような仕事にしか就けないということの表れと考えることができる。そのような労働市場の条件の下、世帯に何等かの問題を抱える場合には、さらに短時間あるいは日数を減らすような働き方をせざるを得ない実態が明らかになったと言える。

しかし、このことは、女性に特有のことなのではなく、表10で男性と比べて就労率が高いことを示したが、これは、もともと不安定な低賃金パート労働は女性を対象としているため、一見就労しやすい結果を生み出しているにすぎず、全体的な低位の不安定低所得職種が男性の入職を拒み女性を対象に固定化して可能性を示しているのではないか。このような視点を得られたのは、本分析での成果であった。

今後は、就労の条件を阻害している家庭内の問題の多様性と重層性及び、現代の女性を対象とした不安定低所得職種の固定化がどのように貧困女性に影響を与えていているのかをさらに実証していきたい。

〔註〕

- 1 下村幸仁「隣り合わせの貧困—生活問題と生活保護」寺久保光良ら編『大失業時代の生活保護法』かもがわ出版、2002年、P.15-74、など参照のこと。
- 2 朝比奈朋子「労働体系から見る女性『ホームレス』の源泉について」川上昌子編著『日本におけるホームレスの実態』学文社、2005、P.279-314
- 3 生活保護受給世帯に属する者で、医師より軽就労以上の就労が可能であると診断された者と、担当ケースワーカー及び査察指導員によって就労指導をした方がよいと判断された者。
- 4 本稿での各世帯の定義は、次のとおりである。母子世帯とは、「現に同居している18歳未満の子があり、その子に対して一人（女性）親である者を含む世帯」、母子以外世帯とは、「母子世帯以外の者を含む世帯」である。これは、生活実態として男親がないことで直面する生活困難な状態に着目することと、例え18歳以上の子が世帯に含まれていたとしてもその下に18歳未満の子がいることで、世帯として経済的に自立できていない（生活保護世帯であり続けている）実態に即して分類したものである。
- 5 健康状態の分類は、次のとおりである。健康とは、「ほとんど身体上・健康上問題がない者」、病弱とは、「①健康上・身体上の不具合を抱え、訴えている者で、『病気』でない者、②障害者手帳を保持している者、③障害があり不自由であるが、障害者手帳を所持していない者」、病気とは、「月2回以上通院し、病気の種類が慢性的で生活上の不具合が大きいと思われる者」である。これは、経済的自立に必要な就労する上での「体力」や日常生活上の「不具合」を考慮して、このような分類にした。
- 6 厚生労働省「社会福祉業務報告」によると、「傷病による」、「失業」、「老齢による収入の減少」など13項目に生活保護開始理由を分類している。
- 7 社会階層については、江口英一『現代の「低所得層」-「貧困」研究の方法 上』未来社、1980、及び川上昌子「社会構成の変化と貧困の所在」江口英一編著『改訂新版 生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論—』光生館、1998、などを参照のこと。

朝比奈 朋 子

[参考文献]

- 朝比奈朋子「労働体系から見る女性『ホームレス』の源泉について」川上昌子編著『日本におけるホームレスの実態』学文社, 2005, P.279-314
- 江口英一『現代の「低所得層」「貧困」研究の方法 上』未来社, 1980
- 川上昌子「社会構成の変化と貧困の所在」江口英一編著『改訂新版 生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論—』光生館, 1998, P.17-27
- 下村幸仁「隣り合わせの貧困—生活問題と生活保護」寺久保光良ら編『大失業時代の生活保護法』かもがわ出版, 2002年, P.15-74
- 庄司洋子「ひとり親家族の貧困」庄司洋子ら編集『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣, 1997, P.85-112
- 堀千鶴子「生活困窮と女性」林千代編著『女性福祉とは何か その必要性と提言』ミネルヴァ書房, 2004, P.134-151
- 湯澤直美「女性の生活問題と社会福祉」林千代編著『女性福祉とは何か その必要性と提言』ミネルヴァ書房, 2004, P.79-101
- 千葉県『千葉県母子家庭の母への支援に関する調査報告書』2004

*なお、本稿は、第54回日本社会福祉学会において、口頭発表したものを加筆修正したものである。